

第 1 章 事業計画の概要

第1章 事業計画の概要

1 事業の名称

長野県佐久市そら発電所（仮称）事業

2 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

2.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称：株式会社そら'w

氏名：代表取締役 富士 靖史

所在地：東京都品川区大井一丁目23番1号 カクタビル7F

2.2 方法書作成業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称：株式会社ポリテック・エイディディ

氏名：代表取締役社長 吉田 博

所在地：東京都中央区新富一丁目18番8号 RBM築地スクエア3F

3 事業の種類

電気工作物の建設 太陽光発電所（敷地面積約66ha）

※対象事業の要件：敷地面積50ha以上の太陽光発電所の設置

4 事業の目的及び必要性

株式会社そら'wは、株式会社永輝商事グループの1社であり「長野県佐久市そら発電所（仮称）事業」に特化した企業として設立された。

株式会社永輝商事は、全国で約40MWの太陽光発電事業の実績があり、2007年11月には環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001認定を取得している。また同グループには、太陽光パネルメーカーであるJUMAO PHOTONICS、半導体・シリコンウエハーを扱う東証一部上場の株式会社RSテクノロジーズ等がある。本事業の運営までは、株式会社永輝商事及びグループ会社が全面的にバックアップを行い進める。

メガソーラー発電所の設置場所は、長野県佐久市香坂の北東側、上信越自動車道の北側に位置し、緩やかな南向きの斜面を有し、その南側には建造物等がなく、近隣に民家も少ない場所である。また、この地域は、国内有数の日照率を有し、雪も少ない地域であり、太陽光発電所の設置場所として適した場所である。

同グループは、「再生」をキーワードとして様々な事業を行っている。その一環として同グループが実施している太陽光発電を通じた社会貢献活動の例は、図1.4-1に示すとおりである。

本事業は、再生可能エネルギーのひとつであり、枯渇することのない太陽光エネルギーを使い、二酸化炭素を発生しない環境にも優しいクリーンなエネルギーを作り出す環境事業となる。また、事業終了後は、建設に使用した様々な部材や太陽光パネルも、リサイクル事業として様々な形で再生する。

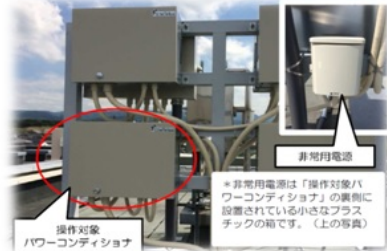
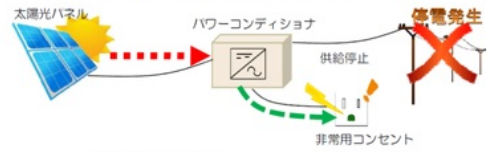
以上のような事業方針や地域特性を踏まえ、国や長野県、佐久市が推進する次世代エネルギー対策に基づき、国内及び地域における温室効果ガスの排出削減やエネルギー自給率の向上等に寄与することを目的とし、自然環境に十分配慮しながら、低炭素な国産エネルギーを生産するメガソーラー発電所を整備するものである。

太陽光発電の電気のみでのステージイベント



- * 浜寺公園ソーラーフェスティバルvol3の写真
- ・太陽光発電で出来た電気のみを使用した、環境に優しいエコステージイベントです。
 - ・プロやアマ、地域の高校の軽音楽部の生徒さん等に演奏してもらっております。
 - ・この環境活動を通じ後援を大阪府や堺市等から頂いており、今では公園側と共同主催でイベントを行うまでに至っております。

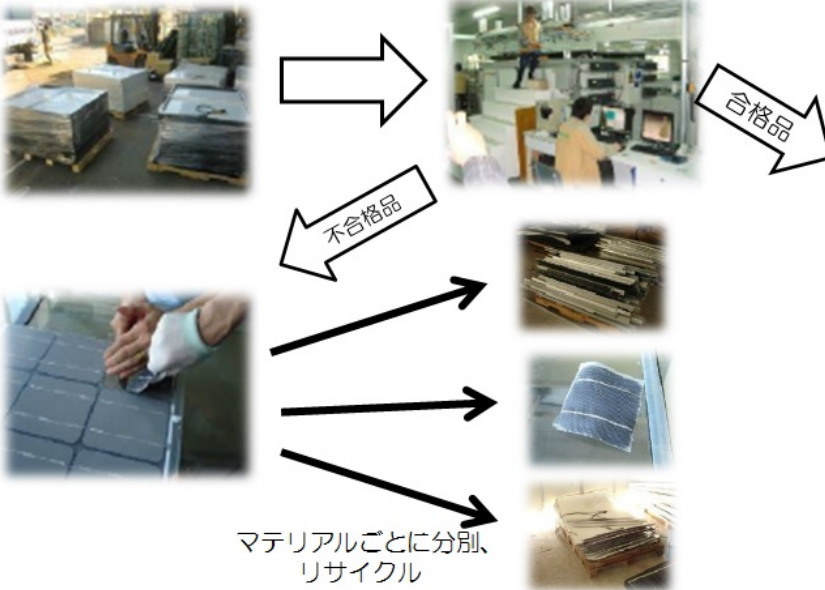
太陽光発電所での非常用電源の設置



- * 和泉市屋根貸事業における非常用電源の設置写真
- ・災害等による大規模停電等の際に地域に電力を供給できる設備を設置し、万が一の際に施設や地域の方々に使用して頂けるようにしております。
 - ・パネルと非常用電源設備は、大阪府下10箇所の公共施設に設置させて頂いており、トラブルも無く、設置施設や府、市町村等からご信頼を頂いております。

使用済みパネルのリサイクル事業

使用済みパネルの集積



途上国の無電化地帯等へ供給



日本国内で使用済みとなった太陽光パネルを引取、使用できるものは途上国の無電化地帯等へ供給し、途上国の発展に寄与、使用不可のものは解体、マテリアルごとに分別リサイクルで廃棄物の排出を削減します。本事業終了後に使用済みとなる太陽光パネルも同様に取扱う予定です。これまでに弊社は 30,000 枚程度の使用済み太陽光パネルを引き取った実績があります。

図1. 4-1 株式会社永輝商事グループが実施している太陽光発電を通じた社会貢献活動の例

5 事業の内容

5.1 太陽光発電所建設に関する基本方針

(1) 自然環境との調和

本事業では、自然環境と調和のとれた計画とするため、以下の事項に取り組む。

① 造成による災害防止

造成等により発生が懸念される災害は、未然に防ぐことを責務とし、防災・排水・緑化等に留意した計画とする。

② 水源地機能の保全

計画地に近接して水道水源地があるため、その機能が損なわれないよう保全する。

③ 自然生態系への配慮

太陽光パネルの設置範囲は最小限とし、樹木の伐採を極力抑えた計画とする。造成等は極力行わず、現況の地形や水路を保全する。重要な動物・植物種の確認情報が計画地及びその周辺にあるため、これらの生息・生育環境の保全にできる限り努める。

④ 周辺景観との調和

周辺の自然との調和に配慮した景観を目指す。

⑤ 反射光の抑制

太陽光パネルは反射光を抑える素材を選定する。

(2) リサイクルの推進

事業者が属する株式会社永輝商事グループは、創業以来一貫してリサイクル事業に従事し、環境負荷の軽減に貢献してきた。これまでグループ内で蓄積したノウハウを活かし、本事業を通じて以下のリサイクルを推進し、環境負荷の低減に努める。

① 事業終了後の太陽光パネルのリユース・リペア（再利用・補修）

太陽光パネルは本事業終了後にその性能が多少落ちることは予想されるものの、発電をしないわけではない。事業者の属するグループではすでに大雪等の災害で使用できなくなったものも含め、約30,000枚程度の使用済み太陽光パネルを引き取り、必要であればリペア（補修）を行ったうえで途上国の無電化地域等への供給等を通じたリユース（再利用）を推進し、廃棄物の削減に貢献している。

本事業においても同様に、事業期間終了後太陽光パネルを廃棄せず、リユースすることで環境負荷の低減に努める。

② その他建設資材のリサイクル

メガソーラー発電所で利用される、架台・ケーブル・パワーコンディショナといった資材はマテリアルごとに分類し、リサイクルを行う。

③ 伐採した樹木の再利用

造成時に伐採等した樹木は、再利用可能な木材については場外に搬出して再利用に供し、その他木材については原則として計画地内でチップ化し、地表面や法面からの土砂流出の抑制や法面保護の観点から、計画地内の太陽光パネルの設置範囲や法面に

敷き詰めて再利用を行う。

なお、木くずチップの使用にあたっては、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（平成20年、長野県条例第16号）の「木くずチップの使用に関する基準」に基づき、敷き均し厚は原則として10cm以下とし、飛散又は流出を防止するための措置を講ずるものとする^{注)}。

(3) 地域との合意形成

事業計画や環境保全措置の内容等について、地域住民に十分な説明を行うとともに、地元住民の意見を尊重し、合意内容は確実に履行する。

注) チップ化の作業は、専用の破砕機により、下草・下木・根株・枝葉・幹材（低質材）をチップ化する計画である。このチップ材は、チップ同士が絡み合うため飛散しにくくなる。また、チップを敷き詰めた後は、そのチップが落ち着くまでの間に流出する可能性があるが、排水路横や法尻等にチップを詰めたろ過フィルター（フィルターソックス）を設置して、チップや土砂の流出を抑制する計画である。

5.2 事業実施区域の位置

本事業では、事業実施区域（以下「計画地」という。）約66haの太陽光発電所を設置する計画である。計画地は図1.5-1、図1.5-2及び写真1.5-1に示すとおり、長野県佐久市香坂字下岩合415他に位置している。

計画地は、佐久市北東部の山間地域に位置し、上信越自動車道の佐久ICから東南東に約6km、佐久市役所から東北東に約7kmに位置しており、計画地より距離をおいた北側は御代田町との行政界となっている。また、計画地内南東側には、軽井沢町方面へ向かう佐久市道が通っており、計画地北西側及び南側に近接して水道水源（東地水源：湧水及び深井戸）が位置している。

計画地周辺では、計画地の南側を上信越自動車道並びに県道138号香坂中込線が通っており、県道沿いには東地地区の民家等が位置している。

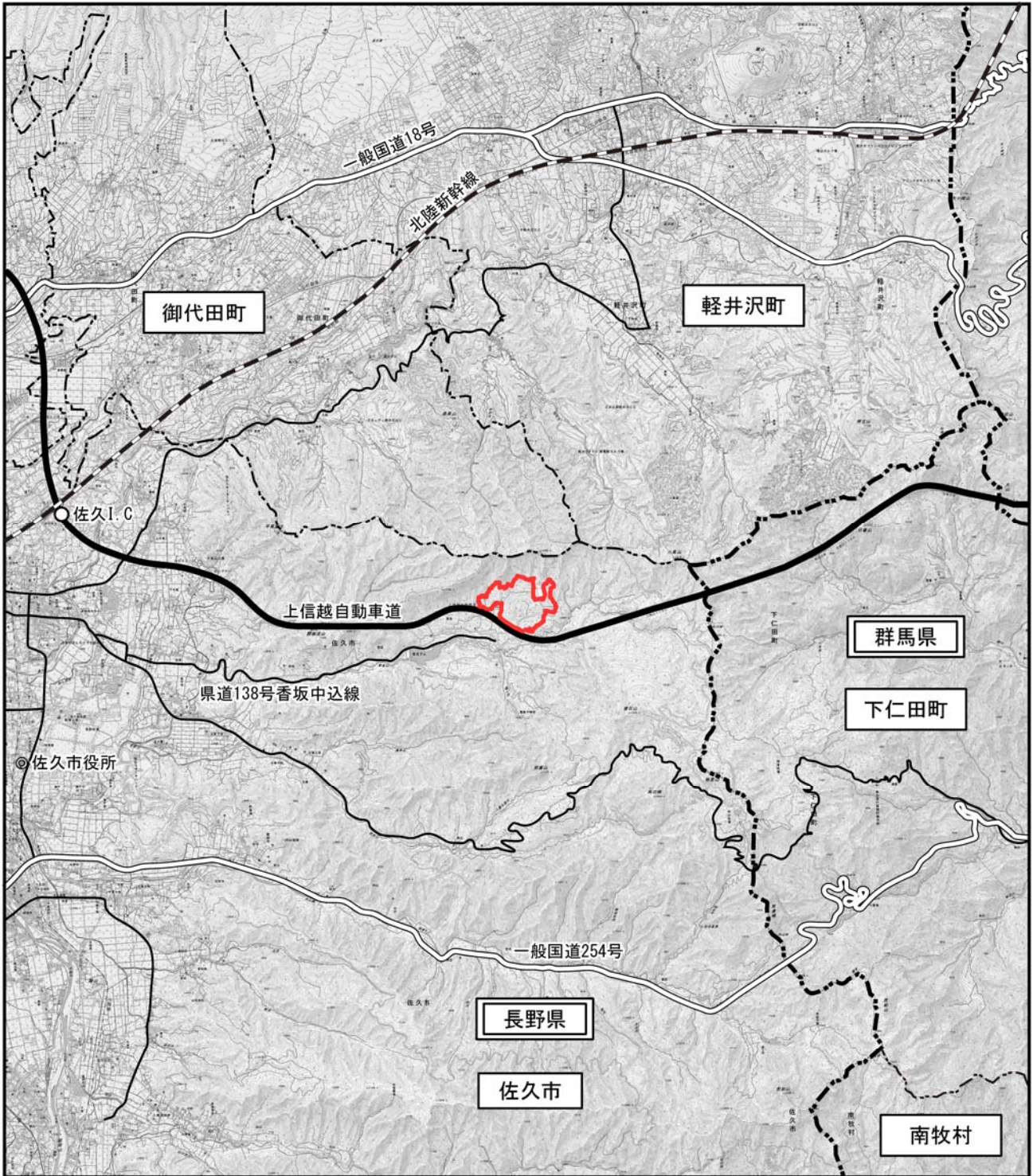
また、計画地の南側には信濃川水系である香坂川が西流しており、その下流には農地防災ダムとして香坂ダムが位置している。

なお、計画地での事業実施にあたっては、平成25年2月から計画地を保有する地権者と土地の購入等に関する協議を進めており、平成29年9月時点で概ねの地権者から同意を得ている状況である。それと並行して、平成28年7月、9月、12月には計画地の南西側にある東地地区を対象に、事業概要等に関する住民説明会を行い、地域住民の意向を把握するなど、計画地での事業実施に向けて準備を進めてきたところである。

5.3 事業の規模

計画地は約66haの区域で、現況の土地利用は主に山林となっている（図1.5-2及び写真1.5-1参照）。

本事業の発電容量は約30MWであり、発電した電力は中部電力株式会社に販売する予定である。電力会社への送電線の接続は、計画地西側の約12km地点にある電力会社の鉄塔まで送電線（地下埋設）により行う予定である（図1.5-7（p.17）参照）。



凡例

- 計画地
- 県界
- 町界
- 高速自動車道
- 一般国道
- 県道

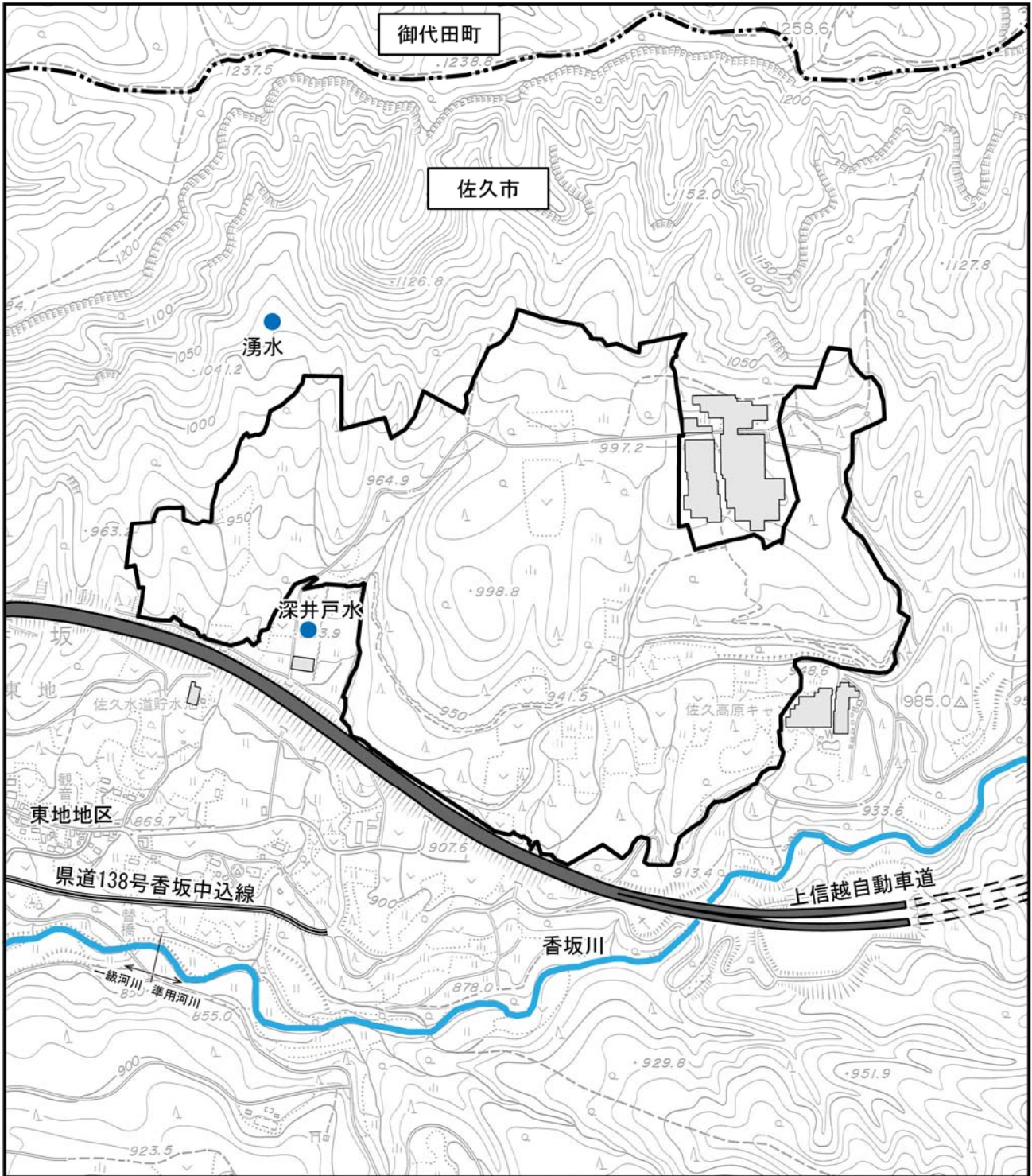
注) この地図は、国土地理院の電子地形図25,000(長野県佐久市)を使用したものである。

図1.5-1 計画地位置図(広域)

1:100,000

0 1000 2000 3000m



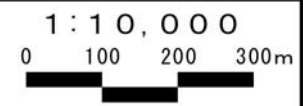


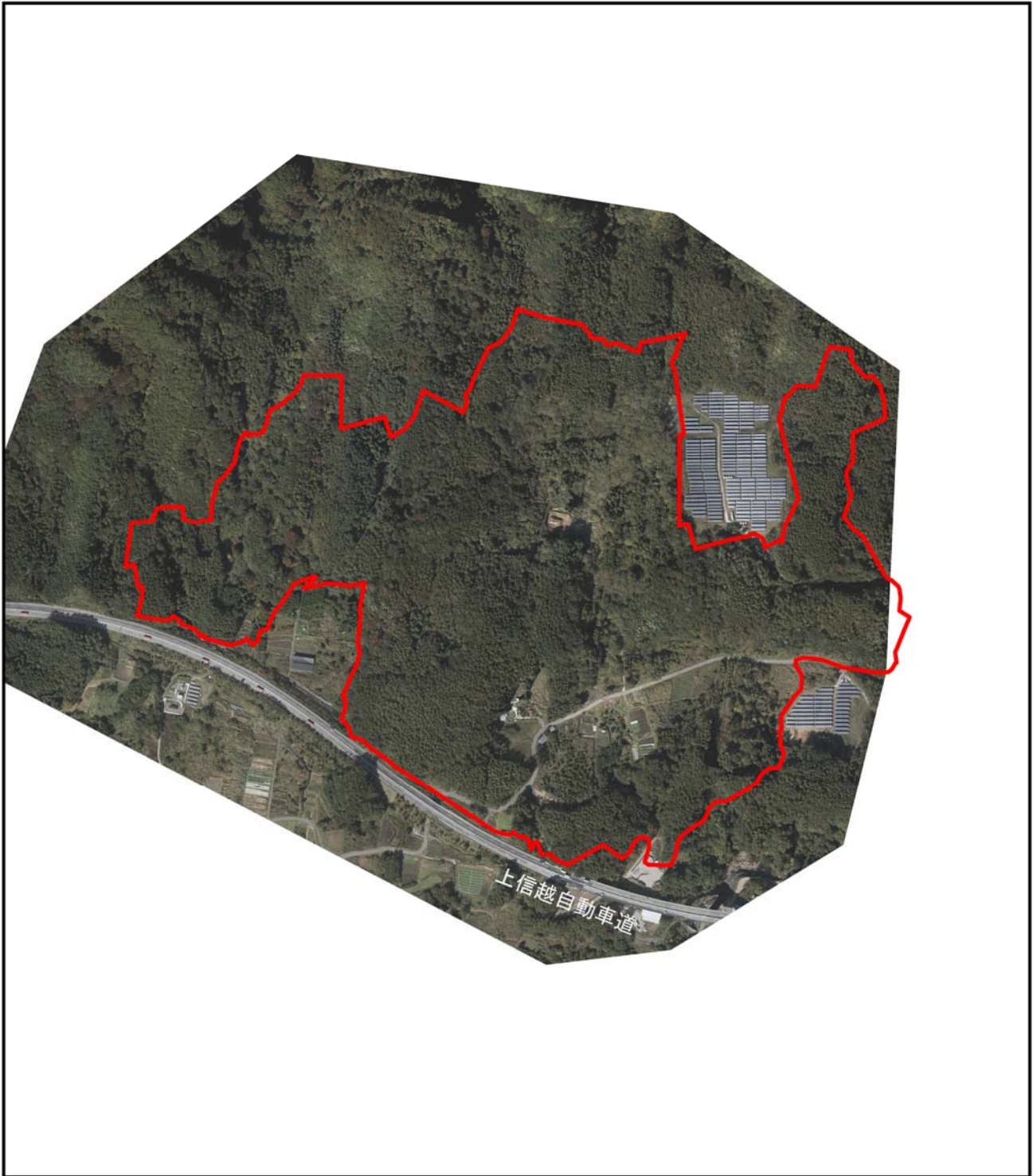
凡例

- 計画地
- 市・町界
- 高速道路
- 県道
- 河川
- 水道水源（東地水源）

注1) 図中の□は、既存の太陽光パネルの設置範囲である。
 注2) この地図は、佐久市の1万分の1佐久市N.O. 3を使用したものである。

図1.5-2 計画地位置図（周辺）





平成28年11月2日撮影

凡 例

 計画地

写真1.5-1 計画地位置図（空中写真）

1 : 10,000
0 100 200 300m



5.4 事業の実施予定期間

本事業の実施予定期間は、表1.5-1に示すとおりである。

環境影響評価手続及び林地開発許可手続を平成31年度までに行う予定であり、それらの手続が終了した後、造成工事、電気工事等を約2年半行う予定である。

その後、発電を開始する予定であり、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を活用し、20年間にわたり発電した電力を中部電力株式会社に販売する予定である。

また、制度活用終了後も地域・地権者との合意などの条件が整えば発電事業は継続し、発電した電気は中部電力株式会社に販売する予定である。発電事業終了後は、太陽光パネル等を撤去した後、地域性樹種を用いて植林し、山林に戻す予定である。

表1.5-1 本事業の実施予定期間

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
環境影響評価手続		■				
林地開発許可手続		■				
造成工事、電気工事等				■		
運用開始						▶

5.5 事業の実施方法

(1) 土地利用計画

本事業の土地利用計画は、表1.5-2及び図1.5-3に示すとおりである。

太陽光パネルの設置面積は約35.5ha、残置森林等の面積は約28.4haで、計画地全体のそれぞれ約54%、約43%を占める。その他の土地利用は、調整池等がある。

表1.5-2 土地利用計画

区 分	面積 (ha)	比率 (%)
太陽光パネル用地	約 35.5	約 54
市道等	約 1.2	約 2
調整池	約 0.6	約 1
残置森林等 (沢筋を含む)	約 28.4	約 43
合 計	約 65.7	100

(2) 造成計画

本事業の造成計画平面図は図1.5-4に、造成計画断面図は図1.5-5に示すとおりである。造成にあたっては、現況の地形を活かして造成（切土・盛土）することとし、計画地内を流下する主要な沢筋は存置する計画である。なお、造成工事においては切土量と盛土量を計画地内でバランスさせ、残土を発生させない計画である（切土量・盛土量はそれぞれ約377,000m³を計画している）。

また、計画地内西側の沢筋等（2ヶ所）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土石流特別警戒区域及び土石流警戒区域に指定されているため、これらの区域は造成範囲から外すとともに、区域指定されている沢筋等の上流域についても極力造成範囲から外す計画である。

(3) 雨水排水計画

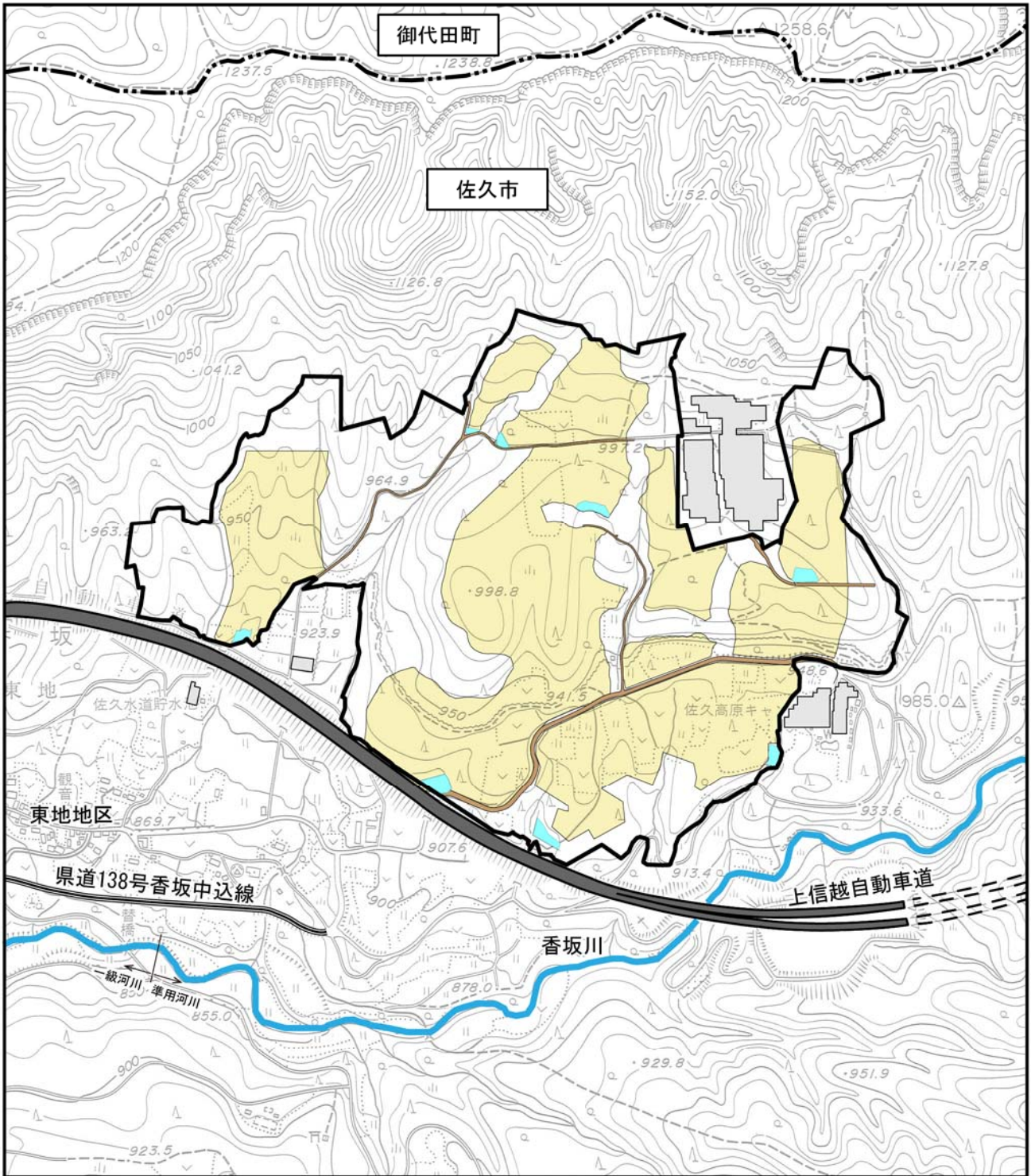
本事業の雨水排水計画図は、図1.5-6に示すとおりである。

本事業では、森林の伐採や造成に伴い、計画地内の排水量の増加が見込まれることから、各流域の下流側に調整池を配置し、土粒子等を沈降させ、放流量を調整した後、下流水路を経て香坂川（一級河川及び準用河川）に放流する計画である。調整池は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引」（平成29年4月、長野県）に基づき設置し、年1回以上の草刈り、堤体の点検や手入れを行うなど、適切な維持管理を行う。

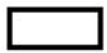








また、工事中は仮設沈砂池を設け、計画地外への土砂流出を抑制する計画である。仮設沈砂池は、定期的に排水の水質を確認し、浚渫や増設等の適切な維持管理を行う。

(4) 緑化計画

造成によって盛土法面が発生する場合には、地域の生態系に配慮して緑化を行う計画である。

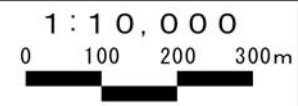


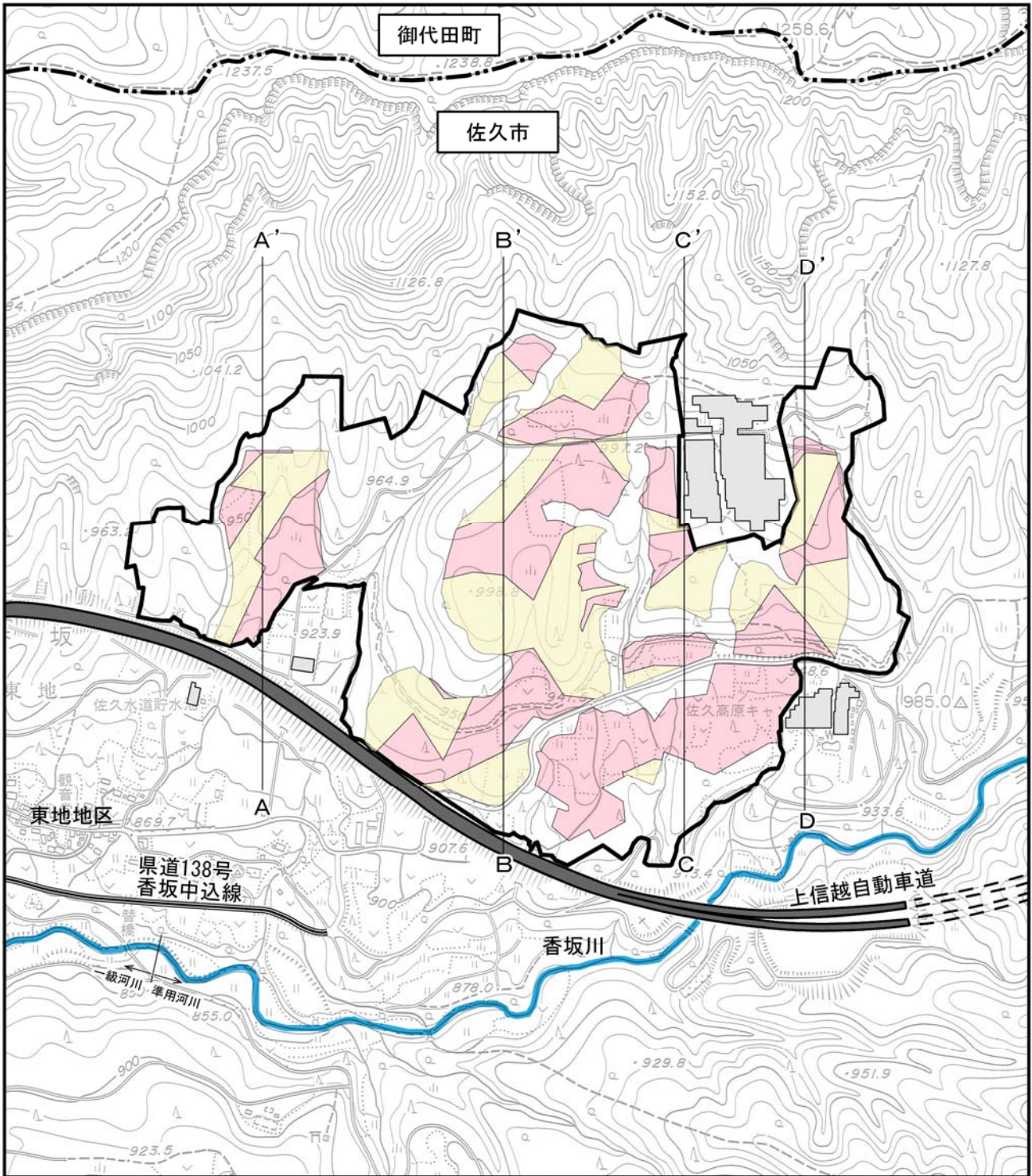
凡例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|  | 計画地 |  | パネル用地 |
|  | 市・町界 |  | 市道等 |
|  | 高速道路 |  | 調整池 |
|  | 県道 |  | 残置森林等 |
|  | 河川 | | |

注1) 図中の□は、既存の太陽光パネルの設置範囲である。
 注2) この地図は、佐久市の1万分の1佐久市N.O. 3を使用したものである。

図1.5-3 土地利用計画図



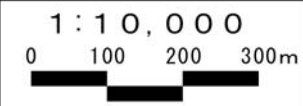


凡例

- 計画地
- 市・町界
- 高速道路
- 県道
- 河川
- 盛土
- 切土
- A-A' 断面位置 (断面図は図1.5-5参照)

注1) 図中の□は、既存の太陽光パネルの設置範囲である。
 注2) この地図は、佐久市の1万分の1佐久市N0.3を使用したものである。

図1.5-4 造成計画平面図 (切土盛土計画平面図)



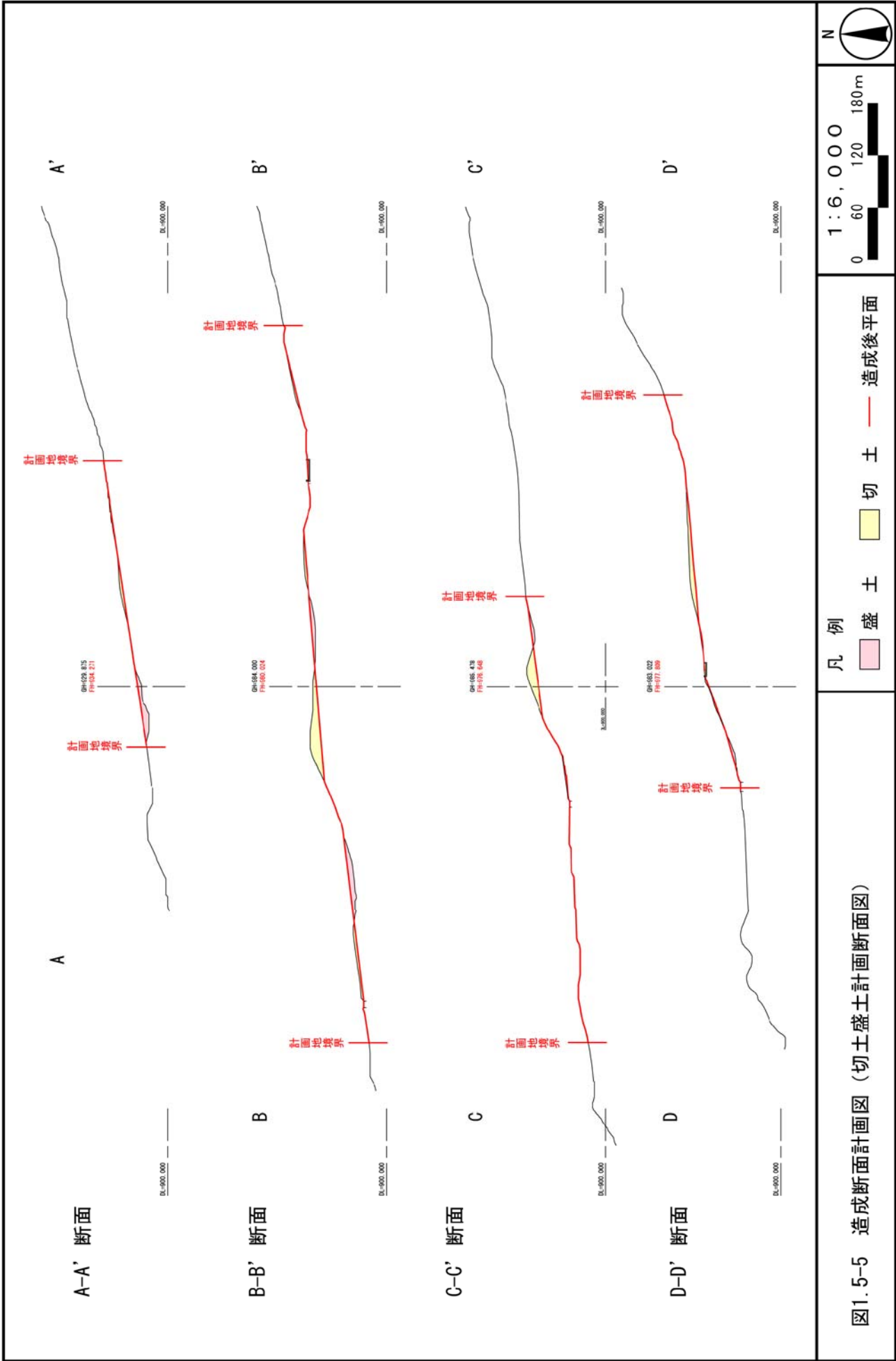
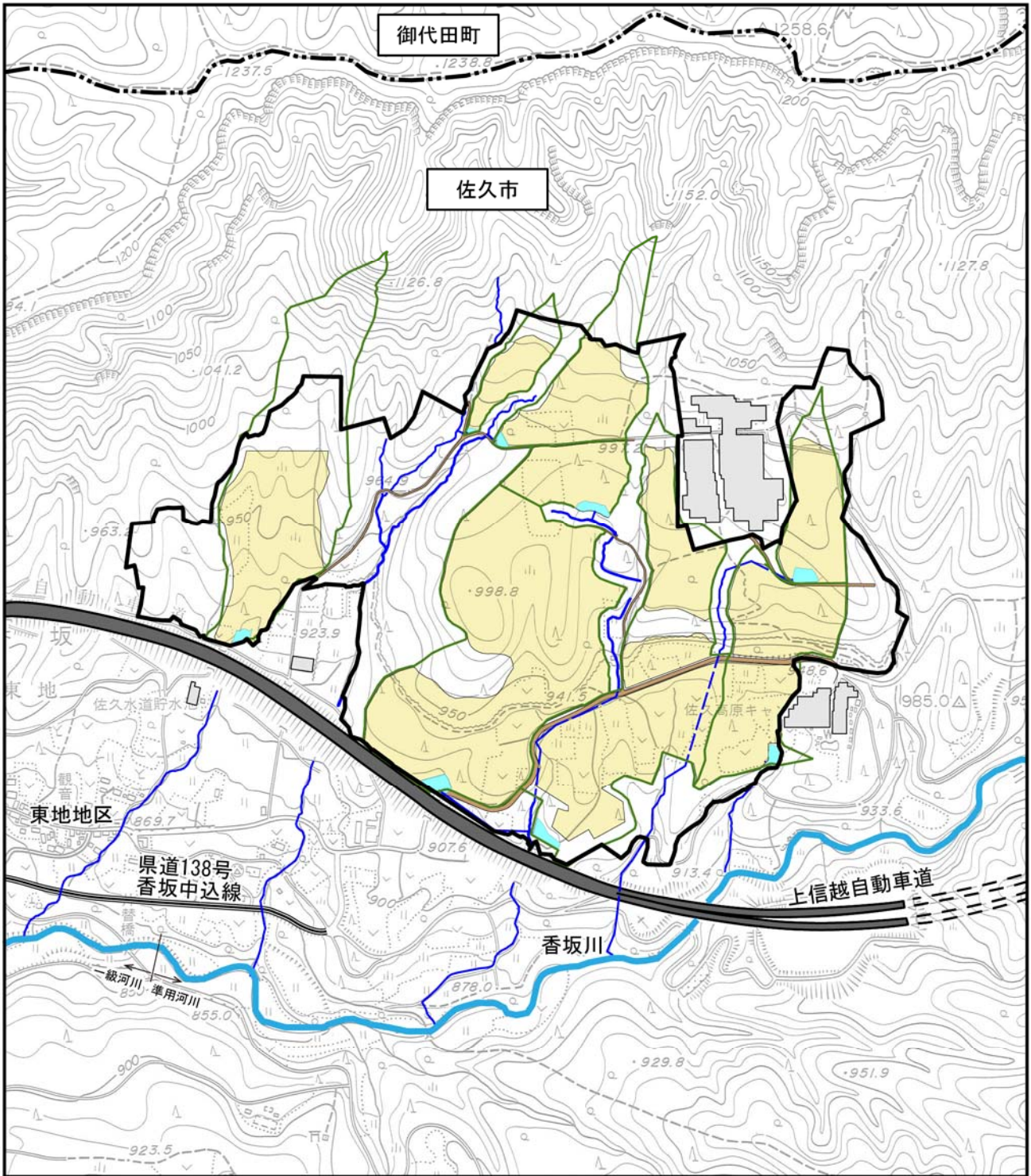
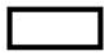












図1.5-5 造成断面計画図 (切土盛土計画断面図)

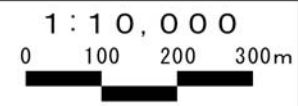


凡例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|  | 計画地 |  | パネル用地 |
|  | 市・町界 |  | 市道等 |
|  | 高速道路 |  | 調整池 |
|  | 県道 |  | 残置森林等 |
|  | 河川 |  | 既存水路等 |
| | |  | 流域界 |

注1) 図中の□は、既存の太陽光パネルの設置範囲である。
 注2) この地図は、佐久市の1万分の1佐久市N0.3を使用したものである。

図1.5-6 雨水排水計画図



(5) 施設計画

① 主要施設の仕様及び接続

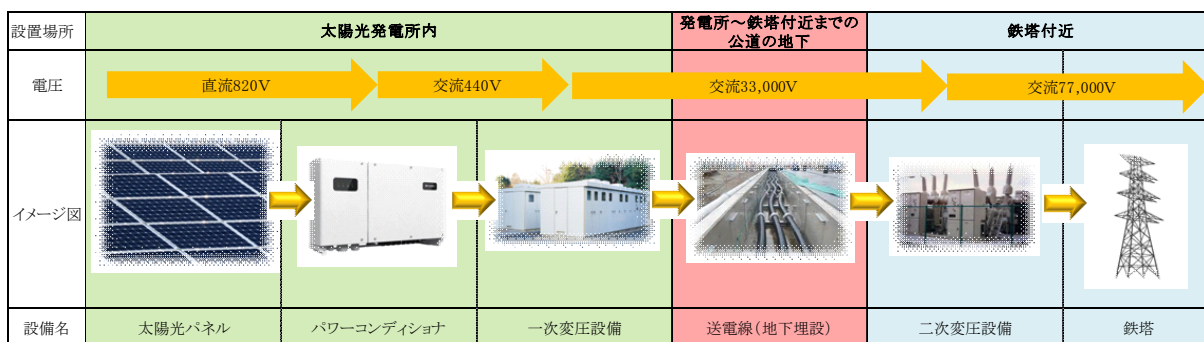
主要施設の仕様は表1.5-3に、その接続イメージは表1.5-4に、送電線の敷設計画ルート図は図1.5-7に示すとおりである。

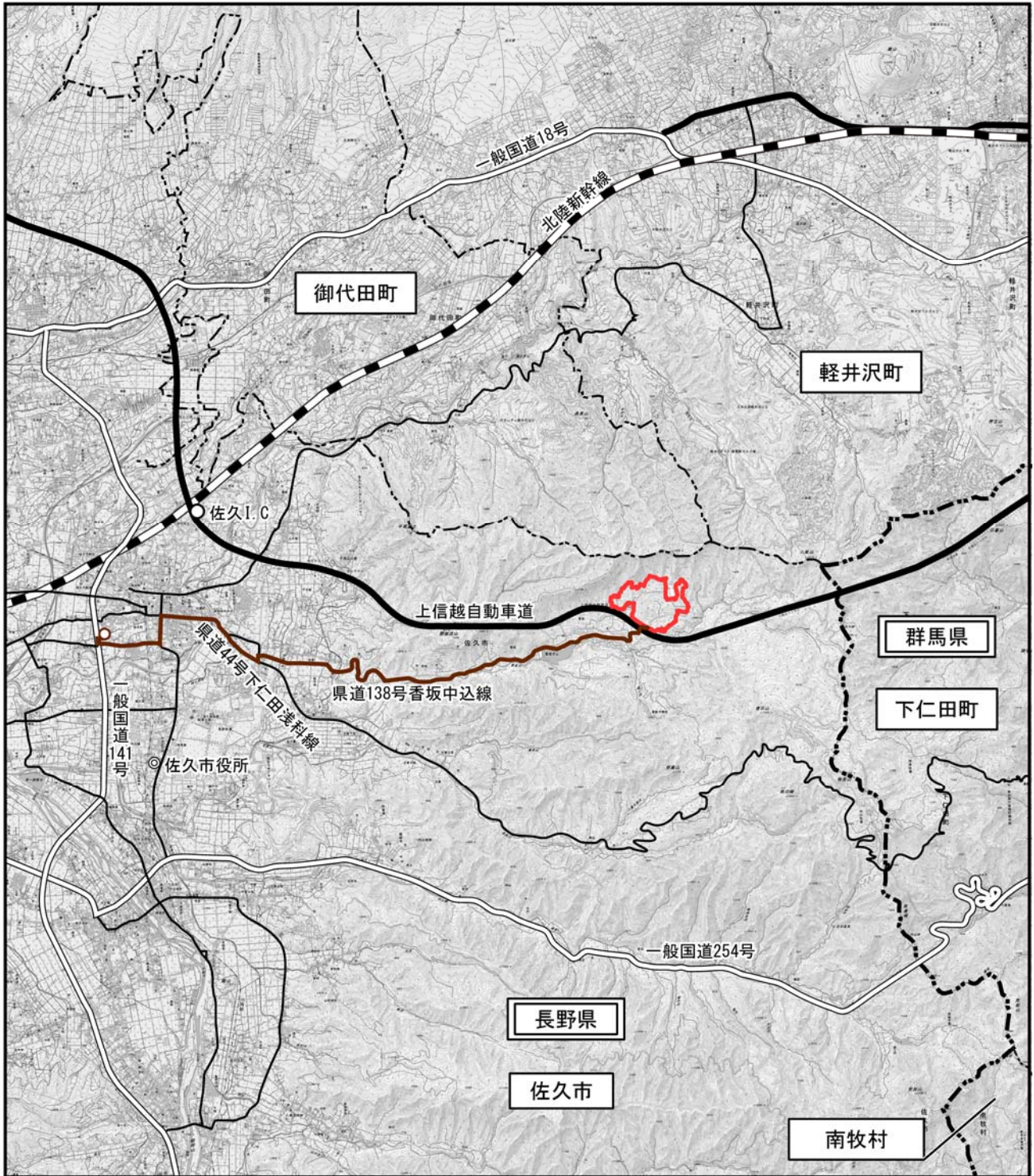
太陽光パネルで発電された直流の電気は、パワーコンディショナで交流に変換する。交流に変換した電力は、パワーコンディショナ付近に設置する一次変圧設備によって昇圧した後、計画地西側の約12km地点にある電力会社の鉄塔付近まで送電線（地下埋設）で送電する。送電した電力は、鉄塔付近に設置する第二変圧設備によって更に昇圧した後、鉄塔上の電力会社の送電線に接続する。なお、送電線は、県道138号香坂中込線等の既存道路の地下に敷設する予定であり、自然地の改変は極力行わず、原状復旧が可能なルートとなっている。

表1.5-3 主要施設の仕様

主要施設	仕様
太陽光パネル	単結晶シリコン太陽電池モジュール、約13万枚 (1枚あたり、約1.7m×約1m、290W)
パワーコンディショナ	約900台 (1台あたり、33.3kW)
一次変圧設備	440V→33,000V、1施設(24台)
送電線(地下埋設)	約12km
二次変圧設備	33,000V→77,000V、1施設

表1.5-4 主要施設の接続イメージ



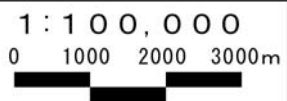


凡例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|  | 計画地 |  | 送電線（地下埋設） |
|  | 県界 |  | 鉄塔 |
|  | 町界 | | |
|  | 高速自動車道 | | |
|  | 一般国道 | | |
|  | 県道 | | |

注) この地図は、国土地理院の電子地形図25,000(長野県佐久市)を使用したものである。

図1.5-7 送電線の敷設計画ルート図



② 主要施設の概要

ア 太陽光パネル及びその架台

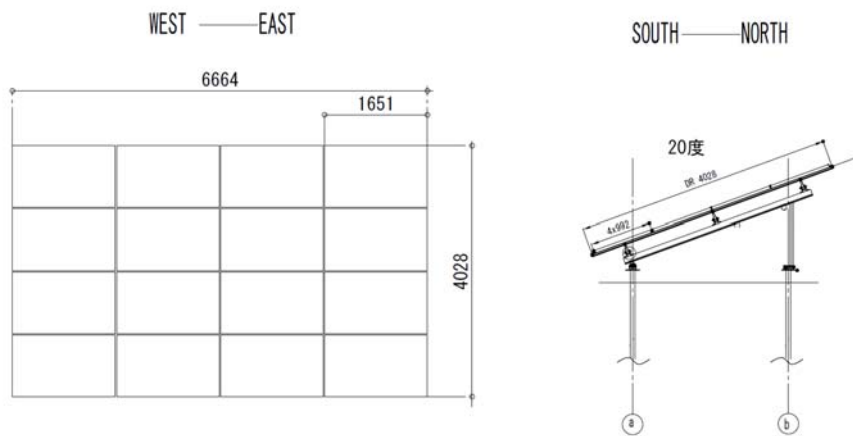
太陽光パネルは、太陽光のエネルギーを受けて電気エネルギーを生み出す装置であり、直流電力を生み出す。

複数の太陽光パネルは図1.5-8に示すとおり、架台によって固定・支持を行う。架台は、地形によってパネルの傾斜角度が変わるよう設計する。

架台の杭は、約1.5mの貫入深さを基準として、地盤調査の結果、地盤・地質の状況、地形の傾斜、盛土の状況等を考慮して設計する。

架台の設置にあたっては、太陽電池アレイ用支持物設計基準（JIS C 8955）を満たすものとする。

設置イメージは、写真1.5-2に示すとおりである。



太陽光パネル（モジュール）

単位：mm

図1.5-8 太陽光パネル平面図及び架台断面図（例）



写真1.5-2 太陽光パネル設置状況（イメージ）

イ パワーコンディショナ及び一次変圧設備

パワーコンディショナは、太陽光パネルで作られる直流の電気を交流に変換する機能を担う。また、太陽光発電は天候により不安定になるため、出力の制御機能も担う。パワーコンディショナは、計画地内各所に約900台設置する予定である。

パワーコンディショナには、出力電圧を33,000Vに昇圧する一次変圧設備を併設する。一次変圧設備は、計画地内1箇所30台をひとまとめに設置する予定である。

設置イメージは、写真1.5-3に示すとおりである。



パワーコンディショナ



一次変圧設備

写真1.5-3 パワーコンディショナ及び一次変圧設備（イメージ）

ウ 二次変圧設備

二次変圧設備は、太陽光発電所から送電された電力の電圧を鉄塔につながる電圧と同じ電圧に昇圧するための施設である。二次変圧は、33,000Vから77,000Vに昇圧する。二次変圧設備は、計画地西側の約12km地点にある電力会社の鉄塔付近に設置する予定である。

設置イメージは、写真1.5-4に示すとおりである。



写真1.5-4 二次変圧設備（イメージ）

(6) 発電事業の運営計画

発電事業の運営主体は「株式会社そら'w」である。

発電施設の維持管理は、電気事業法に則った形で有資格者による法定点検等を実施するとともに、日常の運営は遠隔監視装置等を設置の上、維持管理会社に委託して行い、不具合等が生じた場合は要因を特定した後、適宜修繕を行う計画である。このため、発電所敷地内に、維持管理者が常駐するような管理施設は設けない計画である。

また、発電所敷地内の除草に際しては農薬・除草剤等は使用せず、定期的に草刈りを行う計画である。草刈りの実施は、地域のシルバー人材の活用等を念頭に外部へ委託して行う計画である。なお、事業者グループでは、他地域の発電所にてシルバー人材に草刈りを委託した実績がある。

参考：他地域の発電所にてシルバー人材を活用した草刈りの実施仕様（例）

- ・ 5月～8月の期間で2～3回の実施
- ・ 作業時間は気温が高い時間帯は避け、午前の早い時間、午後の遅い時間の実施とし、熱中症等の事故を避けるように配慮
- ・ 上記作業時間で、1日・1人当たり700㎡程度の草刈りの実施

パワーコンディショナ等、交換時期に到達した設備は、随時交換を行う計画であり、また、発電事業終了後は、太陽光パネル等全ての設備を撤去する計画で、交換後又は、撤去後に発生する、太陽光パネルを始めとする全ての部材は、グループ会社が展開するリサイクル事業として様々な形で再生する計画である。

(7) 工事計画

① 工事工程の概要

工事工程は、表1.5-5に示すとおりである。

造成工事に先立ち、仮設沈砂池等の防災工事を行った後、仮設道路を取り付け、樹木の伐採や造成工事を進め、造成が終了した範囲から適宜、太陽光パネルの設置工事等を行う計画である。工事期間は約2年半を計画している。また、造成工事においては切土量と盛土量を計画地内でバランスさせ、残土を発生させない計画である。

工事は原則として月曜日から土曜日に行い、日曜日、正月及び盆は休みとする計画である。また、工事時間は原則として8時から18時まで行う計画である。

表1.5-5 工事工程

	年 月	1												2												3															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36				
A 土木造成工事																																									
準備工事																																									
ア 防災工事																																									
調整池工																																									
排水工																																									
環境対策工																																									
イ 伐採工事																																									
ウ 造成工事、法面工事																																									
土工事																																									
管理道路工																																									
防護柵工																																									
雑工																																									
片付け工																																									
B 太陽光発電設備設置工事																																									
基礎工事																																									
架台設置工																																									
太陽光パネル(モジュール)設置工																																									
パワーコンディショナ・集電箱設置工																																									
一次変圧設備工																																									
C 特高変電所設置工事																																									
送電線(地下埋設)工																																									
二次変圧設備工																																									
																																									受電
D 試運転調整																																									
使用前自主検査																																									
試験調整																																									
安全管理審査																																									

② 主な工事の概要

ア 防災工事

防災工事では、調整池、仮設沈砂池の設置、暗渠排水管の敷設、必要に応じて埋設工、水抜層（フィルター層）の設置を行う計画である。

洪水調整のため、計画地内に計8ヶ所の調整池を設置する計画である。

造成工事に先立ち、工事中の事業区域外への土砂流出を防止する目的で仮設沈砂池を設置する計画である。

工事のイメージは、写真1.5-5 に示すとおりである。



写真1.5-5 防災工事のイメージ
(左：調整池、右：雨水排水路)

イ 伐採工事

伐採工事では、計画地内の樹木を段階的に伐採・伐根する。伐採等した樹木は、再利用可能な木材については場外に搬出して再利用に供し、その他木材については原則として計画地内で破砕機を用いてチップ化し、地表面や法面からの土砂流出の抑制や法面保護の観点から、太陽光パネル設置範囲や法面に敷き詰めて再利用する計画である。

なお、木くずチップの使用にあたっては、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（平成20年、長野県条例第16号）の「木くずチップの使用に関する基準」に基づき、敷き均し厚は原則として10cm以下とし、飛散又は流出を防止するための措置を講ずるものとする^{注)}。

工事のイメージは、写真1.5-6 に示すとおりである。



写真1.5-6 伐採工事のイメージ

注) チップ化の作業は、専用の破砕機により、下草・下木・根株・枝葉・幹材（低質材）をチップ化する計画である。このチップ材は、チップ同士が絡み合うため飛散しにくくなる。また、チップを敷き詰めた後は、そのチップが落ち着くまでの間に流出する可能性があるが、排水路横や法尻等にチップを詰めたろ過フィルター（フィルターソックス）を設置して、チップや土砂の流出を抑制する計画である。

ウ 造成工事

造成工事では、切土工及び盛土工を行う。切土工は、バックホウ等の重機を用いて掘削を行い、盛土工はダンプで運搬した土砂をブルドーザーによる敷均し、締固めを行う。なお、締固め時の一層の巻きだし厚は30cm以下とする。また、工事においては切土量と盛土量を計画地内でバランスさせ、残土を発生させない計画である（切土量・盛土量はそれぞれ約377,000m³を計画している）。

斜面地盤への盛土で、地盤の勾配が20%以上かつ2mを超える場合は基礎地盤にくい込ませて滑動を防ぐために基礎地盤の段切りを行う。

工事のイメージは、写真1.5-7 に示すとおりである。



写真1.5-7 造成工事のイメージ

エ 法面工事

法面工事では、切土法面は1:1.2～1:1.5 の法勾配、盛土法面は1:2.0～1:3.0 の法勾配で法面整形を行う。法面は、チップ材の敷き詰め、在来種を用いた種子吹付工、種子散布工等により、早期の緑化に努めるとともに法面保護を行う。

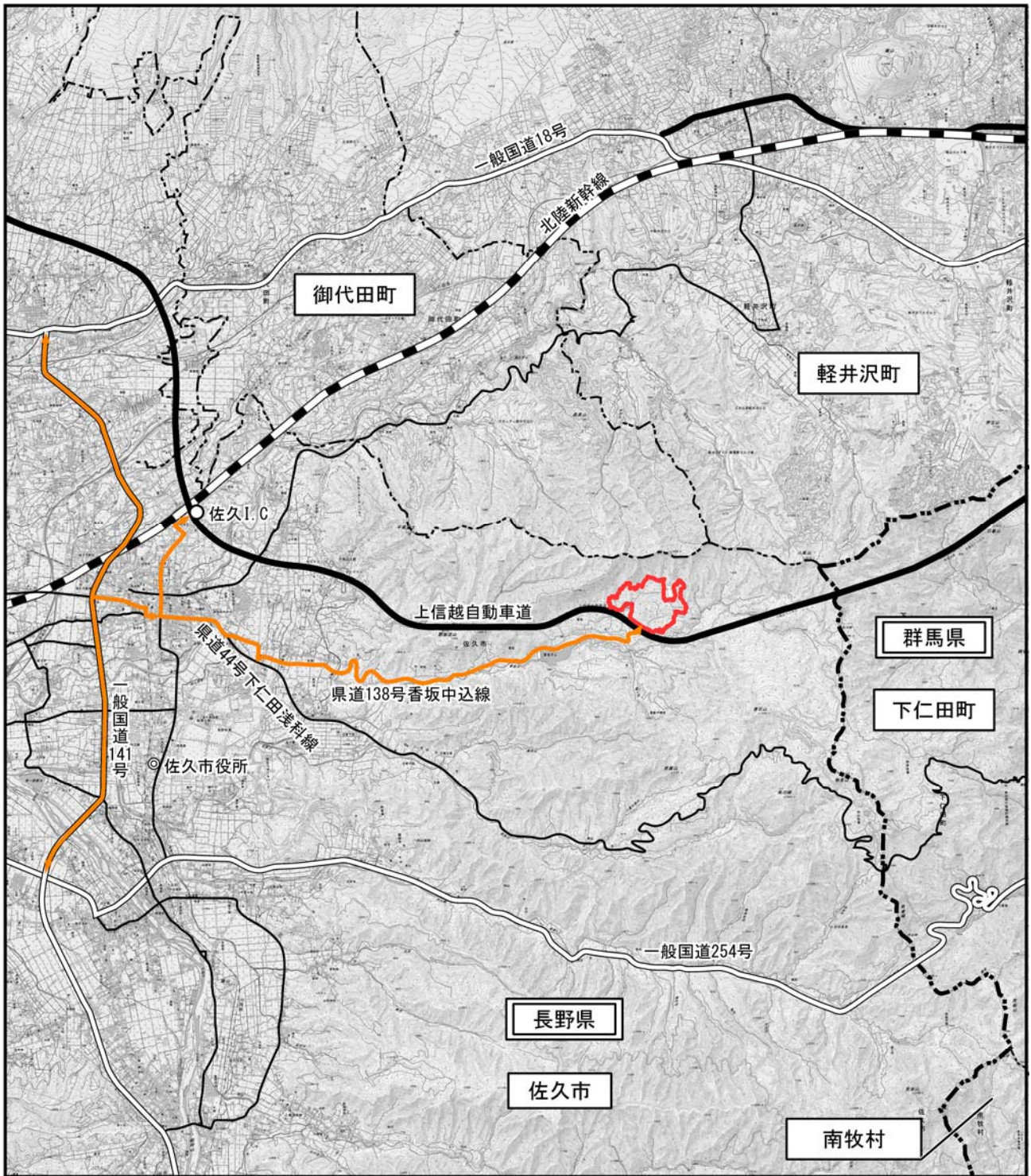
工事のイメージは、写真1.5-8 に示すとおりである。



写真1.5-8 法面工事のイメージ

③ 工事用車両の走行計画

工事用車両の主要な走行ルートは図1.5-9に示すとおり、計画地周辺の県道138号香坂中込線等を予定している。



凡例

- 計画地
- 県界
- 町界
- 高速自動車道
- 一般国道
- 県道
- ↔ 主要な走行ルート

注) この地図は、国土地理院の電子地形図25,000(長野県佐久市)を使用したものである。

図1.5-9 工事用車両の主要な走行ルート図

1:100,000

0 1000 2000 3000m

